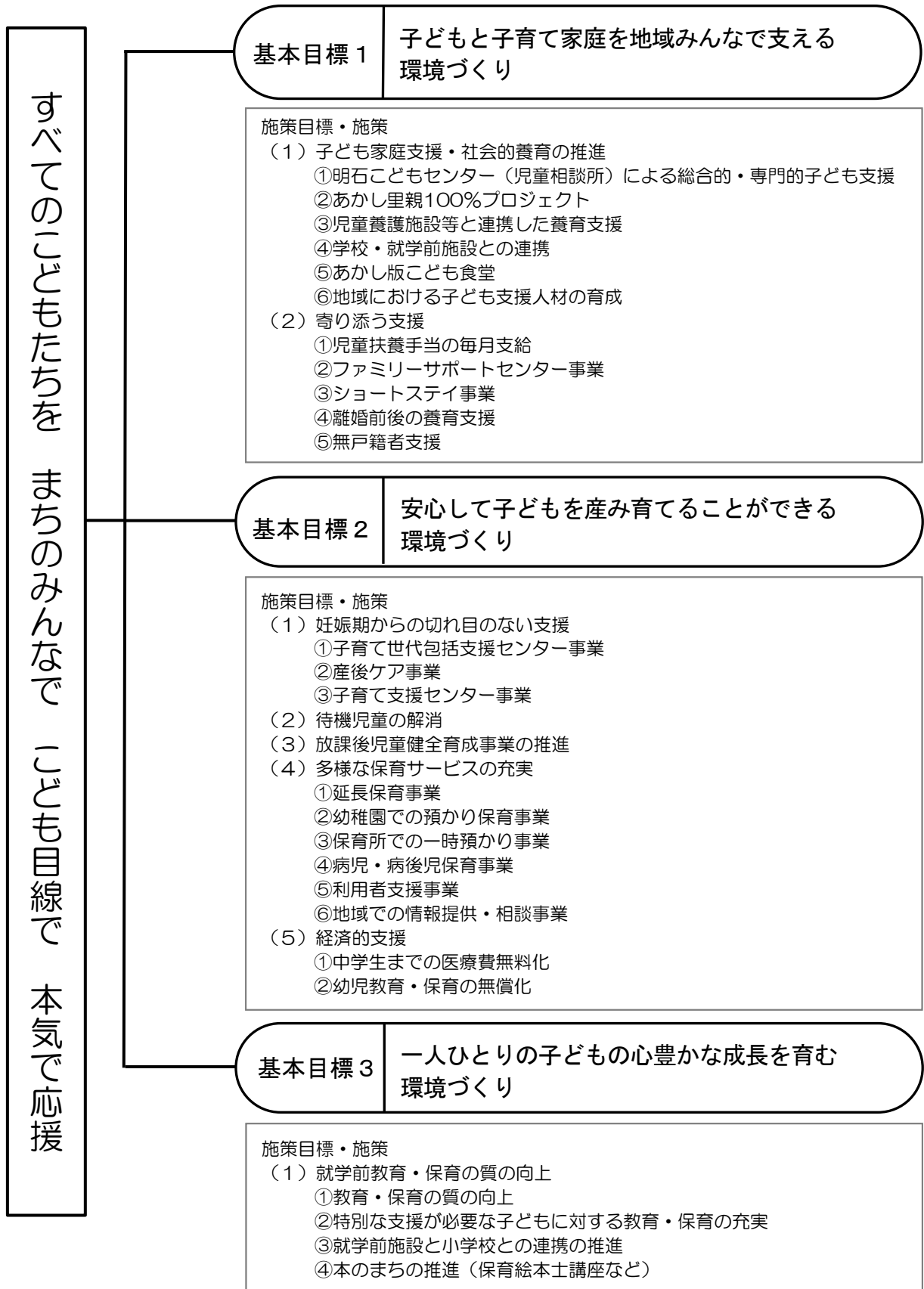


第3章 計画の基本的な考え方

1 施策体系図

【 基本理念 】

【 基本目標・施策目標・施策 】



2 基本理念

「すべての子どもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援」

子どもは家庭の希望であり、まちの未来です。すべての子どもたちが、このまちで大切に育てられ、健やかに成長することはまちの喜びでもあります。

これからの明石を担う子どもたちが、未来に希望を持ち、夢を追いかけることができるよう、子どもの育ちを社会全体で支えることで、「こどもを核としたまちづくり」の発展へつなげていきます。

また、すべての子どもたち一人ひとりにしっかりと寄り添うとともに、明石の子どもたちをわが子のように、行政も地域も一緒になって、まちのみんなでしっかりと支えていきます。

そして、常に子どもにとってどうかという立場に立ち、子ども目線で考えを進めることとします。加えて、子どもを取り巻く環境をしっかりと支援し続けていきます。

これらの「こどもを核としたまちづくり」を進めることで、誰にもやさしいまちづくりを明石から発信し、まちの発展につなげ、「いつまでも」「すべての人に」「やさしいまち」を創造していきます。

3 基本目標

本計画では、次の3つを基本的な目標として子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

(1) 子ども家庭支援・社会的養育の推進

① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的子ども支援

2019年（平成31年）4月に子どもの総合支援の核となる拠点として、「明石こどもセンター（児童相談所）」を開設しました。

同センターでは、子育て・障害・発達などの子どもに関するあらゆる相談について児童福祉司をはじめ児童心理司、保健師、弁護士等の専門スタッフが話を聞き、問題解決に向けた助言を行うなど対応しています。さらに子どもの状況や家庭の状況に応じて、福祉サービスの調整や心理的検査、他機関の紹介などの支援につなげていきます。

また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。

さらに、虐待を予防することを目的として、育児不安や子育てのストレスや悩みを抱えた親を対象とした家庭支援講座（ペアレントトレーニング）や、継続した来所面接・訪問指導などを実施し、子どもへのよりよい接し方を学んでもらい、子育て力の向上を図る支援を行っていきます。

② あかし里親100%プロジェクト

さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことができない子どもが家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親委託率100%」を目標に掲げ、里親家庭を増やす取組を行っています。

里親を増やす取組として、広報紙や出前講座・相談会などによって周知を図るとともに、相談支援や経済的支援など登録後も専属の職員が手厚くフォローしていきます。

③ 児童養護施設等と連携した養育支援

明石こどもセンターでは施設等に入所中の子どもについて、児童養護施設等と情報を共有し、綿密な協議を重ねながら、今後の支援方針等を共に考え、子どもの利益を最優先に位置づけた支援を行っています。

また、児童養護施設と協力しながら、子どもや保護者からの24時間365日の電話相談対応ができる体制を構築しており、支援が必要な子どもや家庭の早期発見・支援につなげています。さらに見守りが必要な家庭に対しては定期的かつ継続的に家庭での養育及び生活状況の確認を実施するなど、今後も民間の専門性や柔軟性を活かし、効率的な支援方法を検討し、実施していきます。

④ 学校・就学前施設との連携

子どもへの支援は、学校園をはじめとする関係機関や地域など様々な主体が連携することで、より効果的なものになります。本市では明石こどもセンターの中に明石市児童健全育成支援システム「こどもすこやかネット」を設置しており、市の学校園及び保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員※7など、あらゆる関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応はもとより、家庭復帰をした後の地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを実施していきます。

⑤ あかし版こども食堂

あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが集い合えるような事業を展開していきます。

⑥ 地域における子ども支援人材の育成

地域において子どもを支援する人材の育成については、すべての子どもたちを地域みんなで応援するまちづくりを推進するため、研修やイベントなどを通して子ども支援に携わる人材育成を幅広く行うとともに、地域の活動団体との連携を深めて、子どもの立場に立った支援を進めます。

また、2019年（令和元年）7月に開設した「西日本こども研修センターあかし」では、児童相談所の職員に向けた研修だけでなく、里親や児童福祉施設、医療機関等の関係者を対象とし、児童虐待等に関する専門的知識及び実践的支援技術等の習得に資する研修を実施することにより、子どもの最善の利益を最優先とした支援を行うことができる人材の育成につなげます。

さらに、一般の市民の方々にも子ども支援について知っていただくため、児童虐待防止運動の一環であるオレンジリボンキャンペーンにおいて、協賛企業を募

り、啓発活動を行うとともに、中学生等への育児講座等を行うなど一般の方々への子ども支援への関心を高める取組を行っていきます。

(2) 寄り添う支援

① 児童扶養手当の毎月支給

ひとり親家庭等を対象とした児童扶養手当は、複数月分がまとめて支給されることから、家計のやりくりが難しいとの声があります。そこで、手当の支給がない月に1か月相当分の貸付金をお渡しして毎月の収入のばらつきをなくす「ひとり親家庭応援貸付金事業」を実施しています。引き続き本事業を実施してひとり親家庭の生活の安定を図り、自立の促進と児童の健やかな成長を支援します。

② ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う事業です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増加を図ります。

③ ショートステイ事業

保護者が出産や病気などの理由で一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設や里親にて子どもを養育保護します。通常の平日に利用できるショートステイに加え、夜間休日に預けられるトワイライトステイ、母子で過ごすことができる母子ショートステイを実施しています。

最近では育児疲れによる利用も増えており、サービス利用後も継続的に支援するなど、よりきめ細やかな対応が必要になっています。今後も事業の一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

④ 離婚前後の養育支援

親の離婚によって、子どもの生活が大きく変化し、様々な影響を受けることがあります。子どもが受ける不利益を軽減すべく、養育費と面会交流を離婚時に取り決めるよう、参考書式を配布するなどして促しています。また、取り決めの実効性を確保するため、市職員による面会交流のコーディネートや養育費の調停申立ての支援などを実施しています。

とりわけ、養育費は子どもの成長に必要不可欠で、諸外国では行政が養育費を確保する施策を行っていますが、わが国では養育費を受け取れていない子どもが多いのが現状です。そこで、2018年（平成30年）度から全国に先駆けて保証

の仕組みを活用した「養育費立替パイロット事業」を実施しています。

また、更なる支援策の充実のため、当事者や有識者による検討会を開催し、養育費不払いへの対応や立替制度等について検討を進めてまいります。

⑤ 無戸籍者支援

子どもが出生した場合には、出生の届出をすることによって戸籍に記載されますが、出生の届出をしなければならない人が、何らかの理由によって届出をしない場合、その子どもは戸籍に記載されません。この無戸籍の状態により、社会生活上、様々な面で不利益が生ずることが問題となっています。

本市では、戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」を開設しています。

新たに戸籍がないことを原因として不利益を受ける人をなくすため、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設※8を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センター事業

妊娠期から子育て期における切れ目のない支援として、保健師等の専門職が、妊娠、出産、育児に関する様々な相談支援を実施しています。

妊娠期においては、妊娠届出時にすべての妊婦に対して保健師等による面接を実施し、妊婦個々の状況を把握するとともに、支援を必要とする妊婦には支援計画を作成し、早期の支援につなげています。

出産後、子育て期においては、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）、乳幼児健康診査等を通じて、必要に応じて関係機関と連携しながら、総合的な相談支援を実施しています。

② 産後ケア事業

心身の負担が最も大きい時期である出産後の母親とその子どもに対して、安心して子育てができるよう、母体の回復と不安の軽減、育児手技の獲得などを目的に産後ケア事業を実施しています。

産後の母の気持ちや状態に合わせて利用することができるよう、宿泊型・デイサービス型・訪問型から選択できるような体制を整備します。

また、出産後に実施する様々な事業を通じて、継続した見守りや相談体制の充実を図ります。

③ 子育て支援センター事業

子育て支援センター事業については、市内に5か所ある子育て支援センターに、親と子が気軽に集い、交流できるプレイルームがあり、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施しています。

家庭や地域における子育て力を高めるために、親も子どもも共に学び、成長していくことができる場や多世代との交流の機会を一層充実します。

また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を深め、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子どもの健やかな育ちを支援していきます。

(2) 待機児童の解消

本市の就学前児童数の増加、就労形態の多様化による保育ニーズの増加に対応するため、保育所の新設等による受入枠の拡充といった、待機児童解消に向けた緊急対策を2016年（平成28年）1月から実施してきました。今後も共働き世帯の増加や宅地開発の進展等により保育所を希望される方が増加すると見込まれるため、対策を継続して行ってまいります。

特に不足が見込まれる0歳～2歳児の受入枠は、地域型保育事業※9のうち、0歳～2歳児を対象とする小規模保育事業を中心に施設整備を行い、3歳児となっても継続して保育・教育が受けられるよう当該施設と連携を図りながら取り組みます。また、公立幼稚園や公有地の活用等、様々な方策により受入枠の拡充を実施し、待機児童の解消を図ります。

また、幼稚園機能及び保育所機能を併せ持ち、保護者の就労にかかわらず入園が可能となる認定こども園について、当該施設への移行を希望する場合は、相談や助言を行うなど、適切な支援に努めていくこととします。

保育の担い手である保育士の確保については、2018年（平成30年）6月に開設した保育士総合サポートセンターや就職フェア等による就労支援や処遇改善による経済的支援に加え、研修や職場環境改善事業などの様々な取組を実施し、保育士が仕事にやりがいを感じ長く働ける環境を整えるなど、質の高い保育の実施に取り組みます。

(3) 放課後児童健全育成事業の推進

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内の全小学校区において放課後児童クラブを実施しています。

入所希望者が年々増加するなど社会的ニーズに対応するため、学校の余裕教室や放課後の特別教室等を最大限に活用した施設の整備により、待機児童の発生の防止に努めるとともに、研修の充実等による指導員の資質向上、学校との連携、放課後子ども教室や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

(4) 多様な保育サービスの充実

① 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育標準時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

現在、ほぼすべての保育施設で延長保育が実施されており、今後も現在の提供体制の維持に努めます。

② 幼稚園での預かり保育事業

保護者の就労や子育てなどを支援するため、公立幼稚園の全園で預かり保育を

実施しています。

そのうち 13 園では、最大 8 時から 18 時までの利用が可能となっており、保育施設の入所要件を有する方については、中学校区単位での預かり保育時間の延長実施園を利用できるようにしています。また、預かり保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象となることから、保育所の利用希望者の受入枠として幼稚園を有効活用し、ニーズに合わせて時間延長実施園の拡充を行うなど、利便性の向上を図ります。

③ 保育施設での一時預かり事業

家庭で保育されている乳幼児が、保護者の入院・傷病・冠婚葬祭・育児疲れ解消等の理由により家庭外での保育が必要となる場合に、保育施設で乳幼児を一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

新設の保育施設や当該事業を実施していない既存保育施設について、保護者からのニーズに応じて事業の実施に努めていきます。

④ 病児・病後児保育事業

病気や怪我などにより集団保育の実施が一時的に困難な児童について、専用スペースにおいて保育を行い、就労世帯等の支援を図っています。

今後も、就労等のやむを得ない事情により家庭での保育が困難な病児・病後児の緊急避難的な受入先として、必要とされる体制を確保します。

⑤ 利用者支援事業

ア 基本型

利用者支援事業については、基幹となる子育て支援センターにおいて、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。

また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

イ 特定型

保育コンシェルジュによる相談事業では、子育て世帯の増加による待機児童の増加に対応するため、保育士資格を持つ市内の子育て支援情報に精通した保育コンシェルジュを配置し、就学前児童の保育に関する保護者の相談に応じ、個別の状況に応じた子育てに関する様々な情報提供を行うことで保護者支援を図ります。

※ 利用者支援事業のうち、母子保健型は P43「子育て世代包括支援センター事業」参照。

⑥ 地域での情報提供・相談事業

地域での情報提供・相談事業については、市内に5か所ある子育て支援センターで、地域の子育て支援の拠点として、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施しています。

子育ての不安や負担の軽減を図るため、子育てに関する情報は、情報誌やホームページなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

(5) 経済的支援

① 中学生までの医療費無料化

中学3年生までの子どもの医療費（保険診療分）について、保護者の所得制限を設けず無料化して、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援しています。

明石の子どもが、必要な医療を必要な時に医療費を気にすることなく受けられるよう、引き続き適正な運用に努め、継続実施していきます。

② 幼児教育・保育の無償化

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るための給付制度として創設されました。

3歳～5歳児全員と住民税非課税世帯の0歳～2歳児について、子ども・子育て支援新制度の認可教育・保育施設の基本保育料が無料となるほか、保育の必要性の認定を受けた場合には、認可外保育施設や預かり保育・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターの各事業も限度額の範囲内で無料で利用できます。

また、市独自で実施している第2子以降の保育料無料化事業を継続するとともに、新たに3歳～5歳児の給食の副食費（おかず代）を無料化することにより、子育て家庭の支援策をより一層充実します。

基本目標3 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達過程に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりに取り組みます。

(1) 就学前教育・保育の質の向上

① 教育・保育の質の向上

就学前の乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳児期から幼児期にかけての発達は、連続性を有するものであるとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

2018年（平成30年）度に改訂された「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園※10 教育・保育要領」について、今後とも、新しい各指針、要領が現場での実践につながるよう、研修の機会や現場指導を通じて、教育・保育の質の向上を図ります。

具体的には、公立保育所で実施している公開保育、公立幼稚園で実施しているグループ研修、園内研修、キャリアアップ研修等各種研修や保育内容及び感染症対策などの研修を行い、元公立保育所職員による巡回指導や指導監査等に引き続き取り組むことで、公立及び私立施設に加えて、認可外保育施設を含めたすべての施設において、更なる教育・保育の質の向上を図ります。

② 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状況を把握し、状況に応じた保育を実施することが必要です。また、早期に教育相談や支援を行うことは、保護者にとって我が子をより深く受容し、特性の適切な理解等につながっていくことから重要なものとなっています。

現在、本市では、幼稚園や保育所に通う選択をした場合、障害の有無に関係なく、同じクラスで共に生活しています。このことは、子どもたちが共に学ぶ仲間として級友とともに、日々有意義な活動に参加し、よりよく成長していくことを意味しています。

また、発達の状況に応じて担当職員の配置や専門資格等を持つ指導員による巡回指導及び関係機関との連携により、支援の必要な子どもやその保護者に寄り添った対応を行っていきます。

また、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要とする子どもの数は年々増えていることから、ニーズや施設の状況を把握しながら受入を進めていきます。

③ 就学前施設と小学校との連携の推進

幼児の発達や学びの連続性を保障するためには、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要です。幼児期の教育・保育と小学校教育を円滑に接続させるためには、互いの教育の特性や違いを理解した上で、つながりを意識する必要があります。

小学校教育とのつながりを意識したアプローチ期（5歳児後半）における教育課程であるアプローチカリキュラムを作成し、小学校で開催される行事への参加や、保幼小連絡会での相互参観、情報交換その他様々な機会を通じて、小学校への円滑な接続ができるよう取り組みます。

④ 本のまちの推進（保育絵本土講座など）

市内認可施設の保育者を対象に、保育がより豊かになる絵本のコミュニケーションとその広がりについて学ぶ「あかし保育絵本土」養成講座を実施します。

一定の課題をクリアした受講生を「あかし保育絵本土」（明石市オリジナルの資格）として認定し、絵本をツールにした就学前教育における豊かな保育環境の充実と保育の質の向上を図っていきます。

「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「明石市就学前教育・保育の共通カリキュラム」を基に作成した「あかし保育絵本土養成プログラム」に沿って、絵本をきっかけに、保育者・乳幼児・保護者など保育の場に集うすべての人が、共にひびきあい、共に育ちあう豊かな保育環境を整えていきます。

子どもと絵本の中のひびきあいは、生活習慣の形成、遊びへのヒント、日常のしぐさや言葉遣い等、行為や活動として活発に外へ向かって表出されます。保育者として、日々の経験から、その気づきを乳幼児一人ひとりの個性の発見へとつなげていきます。